

第 393 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 森会長 ただ今から、第 393 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。初めに、委員の出欠状況について事務局から報告してください。
- 課長補佐 それではご報告申し上げます。本日は委員全員がご出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。
- 森会長 ありがとうございます。議事録の署名は、公益委員は私が、労側委員は橋本委員、お願いいたします。使側委員は堀内委員にお願いいたします。
- 傍聴のお申し込みはございませんでしたけれども、本日の会議、議事録、および会議資料につきましては公開となります。
- それでは、お手元にお配りしております議事次第に基づきまして、順次進めてまいりたいと思います。まず、議事(1)「平成 29 年度における特定(産業別)最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」の審議を行います。まず、本件の手続きについて事務局からご説明をお願いいたします。
- 賃金課長 ご説明いたします。最低賃金法第 15 条第 1 項により、特定最低賃金の改正等の申出は、労働者または使用者を代表する者が都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。この申出はおおむね 7 月を目途にお願いしているところでございますが、申出が予定されている業種につきましては、審議会提出資料作成のため、最低賃金に関する実態調査を実施する必要があります。そのため、前年度中に各特定最低賃金について改正等の意向の有無を労使各側からご発言いただき、これを受けて次年度調査の用意をさせていただいているところです。特に、業種の括りの変更や適用除外業務の変更につきましては、その変更内容を踏まえた上で実態調査を行う必要がありますので、この点も含めまして改正等の申出の意向表明をお願いいたします。
- 森会長 ありがとうございます。それでは、平成 29 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について労側委員にお伺いしたいと思います。申出の意向について、どなたかお願いできますでしょうか。
- 尾野委員 意向表明につきましては、現在、昨年と同様、3 業種については改定、そして電機、トラック関係については新設ということで、意向表明をさせていただきたいと思います。
- また、その中で、金属系の 4 つの業種につきましては適用対象労働者

の絞り込みを、今それぞれ検討させていただいておりますので、メモをお配りさせていただきました。1 番目の、いわゆる改定をお願いする 3 業種、鉄鋼・はん用・輸送用につきましては、適用除外労働者を、従来、雇入れ 1 年未満ということでさせていただきましたが、これを、今年については 2 年未満の者とさせていただきたいと思います。

そして、新設をお願いしております電機の関係につきましては、こういった形をお願いをしたいと思います。適用対象労働者につきましては、所定労働時間週 20 時間以上の者を対象として、一つは契約期間の定めがなく雇用されている労働者、2 つ目は契約期間が定められている労働者のうち 1 年を超える期間について引き続き継続雇用されている労働者、3 番目として 1 年を超えて引き続き雇用が見込まれる労働者を対象に、電機の産業別最低賃金の新設をお願いしたいと思います。特に電機に関しましては労働者を、この場では便宜上、常用雇用労働者という呼び方にさせていただければというふうに思っています。

トラックにつきましては、要望を何年かやっておりますが、なかなか具体的な申請まで至っておりませんけれども、今年についても申請ができるよう、当該の組織が努力をさせていただきたいと思いますので、準備のほうだけはよろしくをお願いをしたいと思います。以上です。

森会長

ありがとうございます。ほかに、労働側いかがでしょうか、ございますでしょうか。よろしいですか。

ただ今、労働側から特定最低賃金改正等の申出に係るご発言をいただきました。この中で、次年度においては 2 業種の最低賃金新設と、現行 6 業種のうち 3 業種について金額改正とのことで、計 5 業種について申出の意向表明がございました。

ただ今のご発言を受けまして、使側のほうからご意見、ご質問等ございますでしょうか。

石川委員

いつもこのタイミングで私どもは考え方を明らかにさせていただいているので、ここでも申し上げたいと思います。

ただ今、労働側のほうから、5 つの特定最賃についての改正ないしは新設の申出の意向表明がありましたが、私どもとしては次のように考えております。この 10 年ほどの間で、東京都の地域最賃は急激かつ大幅に引き上げられまして、それに伴って特定最賃を上回る逆転現象が起きております。東京の特定最賃は、2011 年に 5 業種中 4 業種が地域最賃を下回り、その後 2013 年以降は全業種で地域最賃を下回っております。さらに、2014 年以降今年度まで 3 年間は、申出のあった全 4 業種において必要性ありとの結論に達しなかったとの審議結果が続いているところです。こ

の特定最賃の審議においては、2011年以降、公労使3者による検討委員会を設置して慎重な審議を行ってきており、その結果、2011年は2業種、2012年は3業種、2013年は4業種、そして2014年以降は、先ほど言いましたように全業種について必要性なしという結論を得たところです。このように、6年間にわたり3者で議論を積み上げてきたというところがあります。

さて、使用者側の特定最賃に対する考え方については、本年1月に経団連が発表しました2017年版経労委報告においても、特定最賃が複数年度にわたって地域最賃を下回っているケースでは実効性が失われており、存続させる意義は極めて乏しいとして、廃止に向けて早急に検討することが望まれると明確に述べております。商工会議所、中小企業団体中央会においても、それぞれ同様の内容を決定しているところでございます。このような、使用者側の考え方はすでに最賃法改正以前から示しているものであり、一貫したものであります。

使用者側の基本的な考え方は以上のとおりであります。今後とも公労使3者構成のこの審議会での話し合いを尊重し、必要性の諮問がなされた場合には、従前と同様、制度の趣旨にのっとり、話し合いを行っていく所存であると、こういうことでございます。以上です。

森会長

ありがとうございます。ほかに使側の方でご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、そのほか公益委員の方のほうからご質問、ご意見等、また、労側のほうからご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今、労と使からご意見の表明、また意向表明がございましたけれども、本日の意向表明を受けまして、事務局では今後適切な事務手続きを進めていただきたいと思います。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

賃金指導官

お手元にお配りしました資料についてご説明させていただきます。資料1だけでございますけれども、ただ今、次年度の特定最低賃金の意向表明を受けたところではありますが、それに関連しまして、東京都における特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数の資料をご提出しております。すでに設定されております6業種と、今年度新設申出のありました電機についてもお示ししております。

先ほど意向表明のありました道路貨物運送業、トラックにつきましては、次年度の申出にあたり業種の括り方および適用労働者の範囲について確認を行いまして、申出内容が具体化した段階で、適用労働者数につ

いてはお示しする運びとなります。また、鉄鋼業、はん用機械、輸送用機械につきましては、対象労働者の見直しをなさるといってお話ございましたので、次年度、適用除外対象者を明確にしまして、実態調査を実施することとなります。今回お示ししました数字は、今年度の雇い入れ1年未満等を適用除外とする数字でございますのでご了解ください。

いずれにつきましても、次年度の実態調査、こちらのほうのスタートが4月末でございますので、4月中旬くらいまでには具体的な申出内容を事務局のほうに申し出ていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、適用労働者数の数字でございますが、昨年度の資料と比較していただきますと多少動いて見えるかと思われれます。原因としましては、第一には基本となる情報でございます経済センサスが更新されましたので、そちらの影響かと思われれます。昨年度は平成24年の経済センサスを利用してございましたが、今回は最新の平成26年のセンサスを使っております。また、たびたび申し上げていることではございますが、サンプル調査を復元した数値でございますので、そのあたりご理解をいただければと思っております。

本日お示ししました数字を基にしまして、労働協約ケースの申出の場合は、改正についてはおおむね3分の1、新設については2分の1以上ということになります。また、公正競争ケースにつきましては、新設がおおむね3分の1以上という数字を代表する形での各団体からの申出をいただく必要がございますので、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。

森会長

どうもありがとうございます。ただ今の事務局の説明について何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議事次第に基づきまして議事を進めていきたいと思っております。議事(2)「特定(産業別)最低賃金の審議のあり方について」でございます。

本日、運営委員会において、特定最低賃金の審議のあり方につきまして検討を行いました。その審議結果について報告がございます。運営委員長代理の都留委員よりご報告をお願いしたいと思います。

事務局から、今、報告文書が配布されると思います。

(報告書(写)配布)

都留委員 それでは、運営委員会を代表しまして私からご報告いたします。報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

(報告書朗読)

森会長 ありがとうございました。続いて、運営委員会の審議経過につきまして、運営委員会公益代表の村上委員より説明がございます。

村上委員 第 390 回東京地方最低賃金審議会において、特定（産業別）最低賃金の必要性審議のあり方については、平成 28 年度における審理終了後に翌 29 年度の対応を協議すると確認されていたことを受け、本日、第 2 回運営委員会を開催し、審議を行いました。これについて審議経過をご報告申し上げます。

 特定（産業別）最低賃金の必要性審議については、今年度、検討委員会に付託し、審議を行ったところです。

 労働者代表委員からは、次年度は、特定（産業別）最低賃金の適用対象者を、地域最低賃金とは違うことを明確にした申出を行う予定であることから、検討委員会の場でより踏み込んだ議論を行いたいこと、それから、特定最低賃金の設定は、企業横断的な「同一労働同一賃金」の実現にも資するものであり、中小企業への影響を考慮した議論をする必要があること、とのご意見があったところです。

 一方、使用者代表委員からは、東京においては随時、審議方式の見直しを行いつつ、現在の検討委員会方式を行うに至っていること、それから、2 年前から各業種 1 回の検討委員会を開催して、当該業種の関係労使を参考人として委員会に招いて審議をし、内容ある審議を行っていることから、今後とも現在の方式で審議を行うべきとの主張がなされました。

 公益代表委員からは、特定（産業別）最低賃金の必要性審議が形骸化することがないように、申出団体は相対する業界経営者団体との間で、申出にあたり十分な話し合いを行うことが望ましいという意見が出されました。また、当該産業の関係労使がより積極的に参加することによって、必要性審議をより充実させるべきとの見解が示されました。

 それぞれの立場から意見調整をすべく努力を重ねましたが、これ以上の審議を続けても本日中の合意形成は困難と判断しました。よって、次年度の運営委員会において継続して審議し、検討することが適当との結論に達しました。

 以上により、ご了解いただいた内容を運営委員会報告として取りまとめ、ただ今審議会にご報告いたしました。以上です。

森会長 ありがとうございます。ただ今の運営委員会報告および審議経過報告に関し、皆さまのご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

 次年度の特定（産業別）最低賃金の審議のあり方については、次年度の運営委員会において継続して審議することとしてよろしいでしょうか。

 （「異議なし」の声）

森会長 ありがとうございます。それでは、次年度の特定（産業別）最低賃金の審議のあり方については、次年度の運営委員会において継続して審議することといたします。

 続きまして、議事（3）の「その他」についてですが、何か皆さんのほうでございますでしょうか。

 特になければ、本日予定された議事は以上ですが、ほかに事務局から何かございますでしょうか。

賃金課長 審議会の終了にあたり、東京労働局長よりごあいさつ申し上げます。

労働局長 それでは、お許しをいただきまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

 本日、委員の皆さま大変ご多用なところ、第 393 回の審議会にご参集を賜りましてまことにありがとうございました。今年度最後の審議会ということで、一言御礼を申し上げたいと存じます。

 委員の皆さま方には、2 年前、27 年の 5 月 17 日に第 44 期の委員としてご就任いただき、2 年間の任期で審議をお願いしてまいりました。この間、大変お忙しい中ご労苦を賜りまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。改めて申し上げるまでもございませんが、この 2 年間、また特に今年度は、ニッポン一億総活躍プラン等の閣議決定がある中で最低賃金に大変光が当たった年でございました。そういった中、中賃から示された目安を参酌いただき、東京都最低賃金については 25 円アップの答申を頂戴したところでございます。

 一方で特定最賃につきましては、3 年連続で申出 4 業種のいずれにつきましても、改正等の必要性について全会一致に至らなかったところではございますが、この間、大変慎重かつ熱心なご審議を賜った結果でございます。この間の皆さまのご尽力に対しまして、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

 私ども東京労働局といたしましては、引き続き来年度も最低賃金制度の運営を、局としての最重点課題の一つとして掲げまして、取り組んでまい

りたいと考えているところでございます。今後とも皆さま方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

森会長

ありがとうございます。それでは、本日の審議はこれで終了したいと思います。

皆さんお疲れさまでした。どうもありがとうございました。